葛飾区障害者就労支援部会 実績報告

(令和6年11月末現在)

1 開催回数

就労支援部会1回、一般就労分科会1回、福祉就労分科会1回

2 部会員の構成

区職員9名、区内就労支援事業所代表者22名、共同受注窓口運営業務受託者1名、障害者施設自主生産品販売所管理運営者1名 <u>計33名</u>

「葛飾区障害者就労支援部会 部会員名簿」のとおり

3 所掌事項

- ・障害者就労支援センターが実施する就労支援事業の推進に関すること
- ・地域における障害者雇用の促進に関すること
- ・地域における就労移行支援サービス及び就労継続支援サービスの充実に関すること
- ・その他就労支援の推進に関し必要な事項

4 活動実績

(1) 就労支援部会

【令和7年1月28日開催予定】

・障害者就労支援センターの支援について (障害者就労支援センター)

・ハローワーク墨田の活用方法 (ハローワーク墨田)

・障害者雇用率制度と障害者雇用の現状 (ハローワーク墨田)

・就労継続支援における支給決定期間満了に伴う支給決定期間更新件数の報告 (保健予防課・障害福祉課援護係)

・特別支援学校高等部生徒等の就労継続支援B型サービス利用希望に係る「アセスメント」 の実施件数について (障害福祉課援護係)

- ・自主生産品販売促進アドバイザー事業実施状況報告 (NPO 法人 PIPPO)
- ・講演会「カスタマーハラスメント対応について」 (法テラス東京法律事務所)

(2) 一般就労分科会

【令和6年7月30日開催】

・最近の障害者雇用情勢について (ハローワーク墨田)

・民間企業による障害者雇用の取り組み紹介 (NXハートフル株式会社)

・講演会「障害年金と就労について」 (特定社会保険労務士)

・「かつしか障害者就労支援フェア」の開催について (障害者就労支援センター)

・地域における障害者雇用促進のための普及啓発について

(障害者就労支援センター)

(3) 福祉就労分科会

【令和6年10月4日開催】

・区補助金を活用した工賃向上の取り組み報告

(就労支援センターファンタジア パン工房ル・マンマ)

· 葛飾区共同受注窓口運営状況報告

(東京都葛飾福祉工場)

・自主生産品販売促進アドバイザーの支援について

(NPO 法人 PIPPO)

・講演会「支援員のための工賃向上お役立ち講座」

(株式会社FVP)

・自主生産品販売所「ぷらすちょいす」のPR

(自主生産品販売所協議会・葛飾幼児グループ)

5 課題

(1)一般就労

- ・精神障害者を中心とした就労支援希望者の増加への対応
- 区内事業者に対する障害者雇用の理解促進

(2)福祉的就労

- ・就労継続支援B型事業所利用者のさらなる工賃向上
- ・多様な障害に対応した就労場所や働き方の周知

6 今後の取り組み

(1)一般就労

- ・何らかの障害があっても、社会の一員として「働き、活躍することができる」世の中にしていくことが求められています。障害者就労支援センターでは、障害のある方一人ひとりが抱える課題に寄り添い、企業や事業者、ハローワークや就労支援事業所、特別支援学校、その他本人を支える関係機関(障害福祉課、保健所、保健センターなど)と連携して切れ目のない支援(就職支援・就労定着支援)を行っていきます。
- ・障害のある方の就労の場を増やしていくことも課題です。障害により遠くへの通勤が困難な方もいます。身近な地域でも働けるよう、区内で障害者雇用に取り組む事業者を増やしていくことが必要です。障害者就労支援センターでは、多くの事業者に障害者就労や障害者雇用の意義を理解してもらえるよう啓発活動を進めます。

(2)福祉的就労

- ・障害者就労支援センターでは、就労継続支援B型事業所利用者の自立を支援するため、 各事業所の工賃向上に向けた取り組みを支援しています。自主生産品販売所「ぷらすちょいす」の出張販売拡大のための調整や、経営コンサルタントや販売促進アドバイザー の事業所への派遣、共同受注窓口のさらなるPRを進めます。
- ・働く意欲のある障害のある方が様々な場所で活躍できるように、「かつしか障害者就労支援フェア」の開催などを通じて、障害の特性や程度に応じた様々な就労の場や就労訓練の場があることを周知していきます。

令和6年度 葛飾区障害者就労支援部会 会員名簿

	所属機関等	役職等
1	葛飾区福祉部障害福祉課長	部会長
2	葛飾区健康部保健予防課長	副部会長
3	社会福祉法人アムネかつしか あすなろの家	区内就労支援事業所代表者
4	社会福祉法人 かがやけ福祉会 かがやけ第2共同作業所	区内就労支援事業所代表者
5	社会福祉法人 章佑会 やすらぎリバーシティ	区内就労支援事業所代表者
6	社会福祉法人 手をつなぐ福祉会 しょうぶエバンズ	区内就労支援事業所代表者
7	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 高砂福祉館	区内就労支援事業所代表者
8	社会福祉法人 原町成年寮 シャイン	区内就労支援事業所代表者
9	社会福祉法人 武蔵野会 きね川福祉作業所	区内就労支援事業所代表者
10	特定非営利活動法人おおぞら会 就労支援センターファンタジア	区内就労支援事業所代表者
11	特定非営利活動法人 めぐみの 就労支援施設すずかぜ・新宿	区内就労支援事業所代表者
12	株式会社 オフィス華 レッツ・エンジョイ	区内就労支援事業所代表者
13	株式会社おもつな ドンと来い亀有	区内就労支援事業所代表者
14	かがやき株式会社 かがやき夢工場	区内就労支援事業所代表者
15	株式会社ココルポート Cocorport新小岩駅前Office	区内就労支援事業所代表者
16	株式会社ビジネスパートナーズ あさひ	区内就労支援事業所代表者
17	フューチャーダイヤリー株式会社 叶夢	区内就労支援事業所代表者
18	一般社団法人 テイクハート テイクハート青戸	区内就労支援事業所代表者
19	一般社団法人ライフステップ グリーンカフェ	区内就労支援事業所代表者
20	UpDraft合同会社 アップドラフト	区内就労支援事業所代表者

令和6年度 葛飾区障害者就労支援部会 会員名簿

	所属機関等	役職等
21	合同会社 1st-planning ファーストプランニング	区内就労支援事業所代表者
22	株式会社むgengo design りmix studio とら	区内就労支援事業所代表者
23	株式会社Tulip チューリップ葛飾	区内就労支援事業所代表者
24	一般社団法人Natural Commemoi	区内就労支援事業所代表者
25	社会福祉法人 東京コロニー 東京都葛飾福祉工場	共同受注窓口運営業務受託者
26	NPO法人葛飾幼児グル一プ 葛飾幼児グループ	障害者施設自主生産品販売所管理運営者
27	葛飾区福祉部障害福祉課 就労支援係長	
28	葛飾区福祉部障害福祉課 相談係長	
29	葛飾区福祉部障害福祉課 援護係長	
30	葛飾区福祉部障害福祉課 援護係主査	
31	葛飾区健康部保健予防課保健予防係長	
32	葛飾区健康部保健センター保健サービス 係長(青戸)	
33	葛飾区健康部保健センター保健サービス 係長(金町)	

葛飾区障害者就労支援部会設置要領

平成26年4月6日 26葛福障第27号 福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長 決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、葛飾区障害者就労支援部会(以 下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 部会は、要綱第2条第1項第2号に係る次の事項を所掌する。
 - (1) 障害者就労支援センターが実施する就労支援事業の推進に関すること。
 - (2) 地域における障害者雇用の促進に関すること。
 - (3) 地域における就労移行支援サービス及び就労継続支援サービスの充実に関すること。
 - (4) その他就労支援の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。 (会長等)

- 第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 2 部会長は、福祉部障害福祉課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、健康部保健予防課長及び福祉部障害援護担当課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(招集)

- 第5条 部会は、部会長が招集する。
- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設 置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)会長に対し、

部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。 (庶務)

第9条 部会の庶務は、福祉部障害福祉課就労支援係及び健康部保健予防課保健予防係が 行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に 関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月6日から施行する。

(身体・知的障害者就労及び相談支援部会設置要領の廃止)

2 身体・知的障害者就労及び相談支援部会設置要領(平成19年8月3日付19葛福障第 363号福祉部長決裁)は、廃止する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

別表 (第3条関係)

福祉部障害福祉課長	部会長
加州印牌古州州林文	即太区
健康部保健予防課長	副部会長
福祉部障害援護担当課長	副部会長
" 障害福祉課就労支援係長	
" 障害福祉課相談係長	
" 障害福祉課援護係長	
" 障害福祉課援護係主査	
健康部保健予防課保健予防係長	
" 保健センター保健サービス係長(1名)	
区内就労支援事業所代表者(各法人から1名)	
共同受注窓口運営業務受託者	
障害者施設自主生産品販売所管理運営者	